

生駒市教育委員会規則第 2 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 30 日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
生駒市体育施設条例の一部を改正する条例（平成 21 年 10 月生駒市条例第 2
9 号）附則第 1 項第 2 号に規定する施行期日は、平成 22 年 5 月 1 日とする。